

長崎県子どもの貧困対策推進計画

令和2年度～令和6年度

令和2年10月



目 次

・ 第1章 計画策定の趣旨	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の性格	1
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の推進及び進捗管理等	2
・ 第2章 子どもの貧困の現状等	
(1) 子どもの貧困率	3
(2) 各世帯の子どもの現状	
①要保護世帯（生活保護世帯）の子どもの現状	4
②準要保護世帯の子どもの現状	4
③社会的養護を要する子どもの現状	5
④ひとり親家庭の子どもの現状	5
(3) ひとり親家庭の現状	
①ひとり親家庭の推移	6
②ひとり親家庭の就業状況	7
(4) 子どもの進学等の状況	8
(5) 子どもや保護者の生活状況等	
①調査の概要	9
②主な調査結果	9
・ 第3章 計画の理念、基本方針、指標	
(1) 計画の理念	15
(2) 計画の基本方針と重点施策	15
(3) 計画の指標と目標値	17
・ 第4章 計画の具体的な施策	
(1) 事業体系図	20
(2) 重点施策	
・ 重点施策 1) 教育の支援	22
・ 重点施策 2) 生活の安定に資するための支援	33
・ 重点施策 3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	46
・ 重点施策 4) 経済的支援	51
(3) 分野横断的な施策	
①確実に支援につなぐ仕組みづくり	53
②地域における支援体制の充実強化	55
・ 用語解説	56

第1章 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項に「都道府県は政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める」ことが規定され、平成26年8月には、国の子どもの貧困対策の指針である「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本県では、こうした国の動向を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するための指針として、平成28年3月に、長崎県子どもの貧困対策推進方針(以下「推進方針」という。)を策定し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」の4つの重点施策を柱として、総合的な取組を進めてきたところです。

このような中、令和元年9月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、令和元年11月29日には、国の大綱「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「新大綱」という。)が閣議決定されました。

改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどが明記されました。

このため、本県では、法改正や新大綱等の内容を踏まえ、令和元年度で終期を迎える推進方針を改定し、より一層子どもの貧困対策を総合的に推進するために、新たな長崎県子どもの貧困対策推進計画(以下「計画」という。)を策定するものです。

(2) 計画の性格

この計画は、法第9条第1項に基づく、「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」です。

また、長崎県子育て条例行動計画(令和2年度～平成6年度)の個別計画としての性格も有しています。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(4) 計画の推進及び進捗管理等

この計画は、市町をはじめ、地域や民間事業者、関係団体等と積極的に連携・協働しながら、推進していきます。

特に、法改正において、各市町に対し、子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、地域の実情に応じた計画の策定や取組の実施を働きかけるとともに、情報提供などの適切な支援を行います。

分野別施策の各事業の進捗状況について、毎年度、「長崎県子育て条例推進協議会」に報告し、公表します。

また、今後の社会情勢等による子どもを取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第2章 子どもの貧困の現状等

(1) 子どもの貧困率

全国の状況としては、令和元年国民生活基礎調査によると、平成30年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となり、子どもの貧困率は13.5%であり、約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあります。また、ひとり親世帯（子どもがいる現役世代のうち大人がひとりの世帯）の貧困率は48.1%であり、約2人に1人が相対的貧困の状態にあり、経済的に厳しい傾向にあることがうかがえます。

一方、本県の状況としては、平成30年度に実施した長崎県子どもの生活に関する実態調査によると、本県の貧困線は97.2万円で、全国とは調査対象、世帯所得の把握の方法等が異なるため、正確に比較はできませんが、県民所得と同様に大きく下回っています。また、貧困線を下回る世帯の割合（子どもの貧困率）は11.2%であり、ひとり親世帯の貧困率は、30.2%となっています。

全国の貧困率の年次推移（令和元年国民生活基礎調査より抜粋）

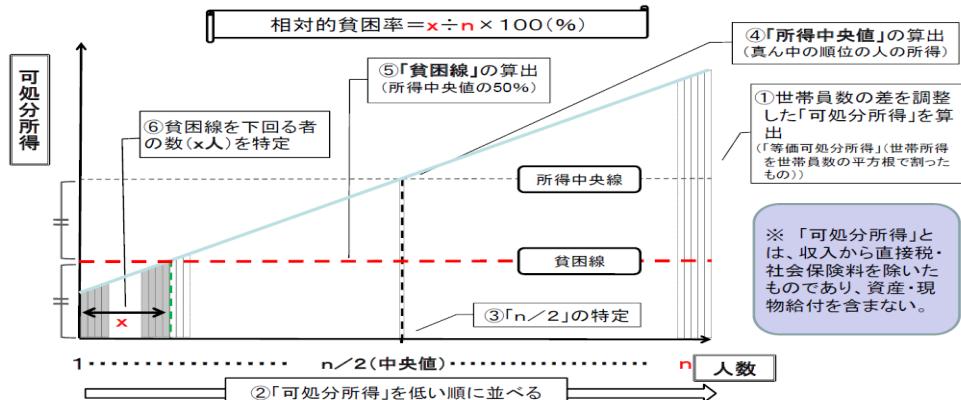
（参考：本県の状況）

項目	年	平成 18	平成 21	平成 24	平成 27	平成 30	平成 30
		%	%	%	%	%	%
相対的貧困率		15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	—
子どもの貧困率		14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	11.2
子どもがいる現役世帯		12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	—
大人が一人		54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	30.2
大人が二人以上		10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	—
等価可処分所得（名目値）		万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値（a）		254	250	244	244	253	194.4
貧困線（a/2）		127	125	122	122	127	97.2

注) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

（参考）子どもの貧困率の算定の考え方

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



(2) 各世帯の子どもの現状

①要保護世帯（生活保護世帯）の子どもの現状

本県の生活保護の受給率は、全国平均を超えて高い状況にありますが、生活保護世帯の子どもの数は、平成29年度3,166人で、年々減少傾向にあります。

被保護人員の状況（各年度7月末現在）			(単位：%、人)		
	H25	H26	H27	H28	H29
保護率	長崎県	2.23%	2.23%	2.23%	2.18%
	全国平均	1.70%	1.70%	1.71%	1.69%
実人数(長崎県)	31,190	30,956	30,602	29,384	28,800
年齢階層別	0～5歳	853	779	690	591
	6～11歳	1,344	1,285	1,214	1,125
	12～14歳	990	939	855	785
	15～17歳	1,117	1,073	1,033	935
	合計	4,304	4,076	3,792	3,436
					3,166

(福祉保健課調べ)

②準要保護世帯の子どもの現状

市町では、生活保護制度とは別に経済的な理由から、子どもを小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品等の就学援助を行っています。

この就学援助を受けている県内の準要保護世帯の子どもは、少子化が進んでいるにも関わらず、17,000人台から変化しておらず、援助率は増加傾向を示しており、全国平均より高い数値を示しています。

県内の準要保護児童生徒数の推移 (単位：人、%)

項目\年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小中学生数	17,664	17,467	17,270	17,151	17,222
援助率（県内）	15.20	15.33	15.48	15.68	16.03
援助率（全国）	14.10	13.91	13.91	13.81	13.66

※文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム（平成31年3月）

就学援助実施状況等調査結果より抜粋

③社会的養護を要する子どもの現状

保護者による適切な養育が受けられない場合は、児童養護施設、里親などでの養育となります。こうした代替養育を要する児童数は、ここ数年は、450人前後で推移しています。

県内の施設入所・里親委託の状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
乳児院・児童養護施設	422	411	399	389	368
里親委託（ファミリーホーム委託を含む）	73	84	82	88	78
合計	495	495	481	477	446

※厚生労働省「福祉行政報告例」 各年度3月末日現在の数値

④ひとり親家庭の子どもの現状

県内の児童扶養手当受給世帯の子どもの数は、平成30年度で20,459人と減少傾向にありますが、18歳以下の子どもの数に占める割合は、全国平均を上回っています。

児童扶養手当受給者の子どもの人数（人）

	本県			全国		
	児童扶養手当受給者の子どもの人数	推計人口 (18歳以下の数)	対人口比	児童扶養手当受給者の子どもの人数	推計人口 (18歳以下の数)	対人口比
平成26年度	22,643	238,157	9.5%	1,595,108	21,043,445	7.6%
平成27年度	23,152	232,204	10.0%	1,565,504	20,700,643	7.6%
平成28年度	22,214	229,628	9.7%	1,519,754	20,625,445	7.4%
平成29年度	21,314	225,564	9.4%	1,470,823	20,392,445	7.2%
平成30年度	20,459	221,837	9.2%	1,423,715	20,126,445	7.1%

県は、推計人口による18歳以下の数（毎年10月1日現在）

全国は、総務省統計局による18歳以下の数（毎年10月1日現在）

※児童扶養手当受給者の子どもの人数は、福祉行政報告例からの推計値（数字は各年度の3月時点）

※こども家庭課調べ

(3) ひとり親家庭の現状

①ひとり親家庭の推移

平成27年の国勢調査によると、全国の母子世帯は754,724世帯で、全世帯の1.4%となっており、全世帯に占める割合は、前回の調査から横ばいで、世帯の数は0.2%減少しています。

一方、本県の母子世帯は9,930世帯で、全世帯の1.8%を占め、全国の比率と比較すると高くなっていますが、全世帯に占める割合は、前回の調査から横ばいで、世帯の数は5.2%減少しています。

また、本県の父子世帯は9,930世帯で、母子世帯よりも少なく、全世帯に占める割合は全国の比率と同じで0.2%であり、これも前回の調査から横ばいですが、世帯の数は9.4%の減となっています。

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移（世帯）

（単位：人、%）

項目	年	平成17年調査	平成22年調査 ①	平成27年調査 ②	増減比率 (②-①)/①
全世帯	国	49,062,530	51,842,307	53,331,797	2.9%
	県	551,530	556,895	558,380	0.3%
母子世帯	国	749,048	755,972	754,724	-0.2%
	対全世帯	1.5%	1.5%	1.4%	
	県	10,603	10,473	9,930	-5.2%
	対一般世帯	1.9%	1.9%	1.8%	
父子世帯	国	92,285	88,689	84,003	-5.3%
	対全世帯	0.2%	0.2%	0.2%	
	県	1,155	1,059	959	-9.4%
	対一般世帯	0.2%	0.2%	0.2%	

※国勢調査（毎年10月1日現在）による。

※「母子（父子）世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯（他に世帯員がないもの）」世帯数。

②ひとり親家庭の就業状況

県内の児童扶養手当を受給している世帯の保護者の就業状況は、平成29年に本県が実施したアンケートによると、母子世帯で91.4%、父子世帯で95.5%となっていますが、母子世帯における、その雇用形態の内訳は、常用雇用者50.6%、臨時雇用者33.8%、自営業2.9%、その他（派遣社員等）4.0%となり、臨時雇用者やパート等の不安定な雇用形態が約4割を占めており、年間収入も200万円未満が67.1%であり、母子世帯の多くが経済的に厳しい状況にあると考えられます。

【平成29年度長崎県児童扶養手当受給者アンケート結果】

- ・調査目的：ひとり親家庭等の状況等を把握し、今後の自立支援対策の検討資料とするため
- ・対象者：県内の児童扶養手当の全受給資格者
- ・実施時間：平成29年8月1日から平成29年8月31日まで
- ・実施方法：平成29年度の現況届の提出時期に合わせ、各市町より郵送または窓口配布を行い、対象者自ら記入し各市町で回収。
- ・配布数：15,494人
- ・回収数：9,173人（回収率59.2%）

	母子家庭	父子家庭
配 布 数	14,238人（14,746人）	1,256人（1,356人）
回 収 数	8,557人（9,979人）	616人（793人）
回 収 率	60.1%（67.7%）	49.0%（58.5%）
就業状況 (就業率)	常用雇用者 50.6%（47.2%） 自営業 2.9%（2.6%） 臨時雇用者 33.8%（34.6%） その他（派遣社員等） 4.0%（4.4%） 就業率 91.4%（88.8%）	常用雇用者 66.5%（62.6%） 自営業 17.0%（17.1%） 臨時雇用者 7.6%（7.7%） その他（派遣社員等） 4.4%（5.7%） 就業率 95.5%（93.1%）
年間収入 (万円)	100万未満 21.3%（26.2%） 100万以上200万未満 45.8%（45.7%） 200万以上300万未満 23.4%（19.7%） 300万以上400万未満 6.6%（5.8%） 400万以上 2.9%（2.5%） ※200万未満 67.1%（71.9%）	100万未満 8.8%（10.0%） 100万以上200万未満 21.7%（26.3%） 200万以上300万未満 39.5%（37.6%） 300万以上400万未満 21.0%（18.9%） 400万以上 9.0%（7.1%） ※200万未満 30.5%（36.3%）

※（ ）は平成27年度アンケート結果 ※こども家庭課調べ

(4) 子どもの進学等の状況

県内の中学校卒業者の高等学校等進学率は、99.1%で、ほとんどの子どもが高等学校等に進学しています。また、高等学校等卒業者の大学等進学率は、69.1%となっています。

一方、県内の生活保護世帯の子どもの進学状況は、高等学校等進学率は96.4%、大学等進学率は25.3%で、特に、大学等進学率で全世帯における数値を下回っています。

同様に、県内の児童養護施設に入所している子どもの高等学校等進学率は100%、大学等進学率は34.1%となり、大学等進学率で全世帯における県数値を下回っています。

さらに、ひとり親家庭の子どもの進学率については、平成29年度の児童扶養手当受給者アンケートから推計した本県のデータにおいて、高等学校等進学率は94.6%、大学等進学率は46.8%で、生活保護世帯や児童養護施設と同様に、全世帯における数値を下回っています。

このように、生活保護世帯、児童養護施設入所、ひとり親家庭の子どもの進学率は全世帯と比べると低い状況にあります。

一方で、県内の全世帯の高等学校卒業後の就職率は29.2%であるのに対し、生活保護世帯は64.2%、児童養護施設は65.9%と半数以上が就職しています。

子どもの進学率・就職率について

	高等学校等進学率		大学等進学率		就職率	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国
全世帯	99.1%	99.0%	大学等 専修学校等 計	45.4% 23.7% 69.1%	大学等 専修学校等 計	54.7% 16.4% 71.1%
生活保護世帯	96.4%	93.7%	25.3%	36.0%	中卒後 高卒後	0.3% 29.2%
児童養護施設	100%	95.8%	34.1%	30.8%	中卒後 高卒後	0% 65.9%
ひとり親世帯	94.6%	95.9%	46.8%	58.5%	—	—

※全世帯については、文部科学省「学校基本調査報告書」（令和元年5月1日現在）

※生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護受給者の中学校卒業後の進路状況及び高等学校在籍状況等調査」（平成30年4月1日現在）

※児童養護施設については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成30年5月1日現在）

※ひとり親の全国の値については、厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

※ひとり親の本県の値については、平成29年度長崎県児童扶養手当受給者アンケートから推計

(5) 子どもや保護者の生活状況等

本県では、平成30年度に、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、小値賀町を除く県内20市町で「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

今回の調査では、子どもの生活状況や意識などを把握するとともに、親の所得や世帯状況などが、子どもの生活状況等にどう影響するかなど、親子間の関連について調査を行いました。

①調査の概要

ア) 調査対象

小賀値町を除く県内20市町から抽出した小中学校（279校）に通う小学5年生及び中学2年生の子どもとその保護者

イ) 調査期間

平成30年11月22日～12月5日（14日間）

ウ) 配布数と有効回収数

- ・配 布 数 18, 658
- ・有効回収数 17, 890
- ・回 答 率 95. 9%

②主な調査結果

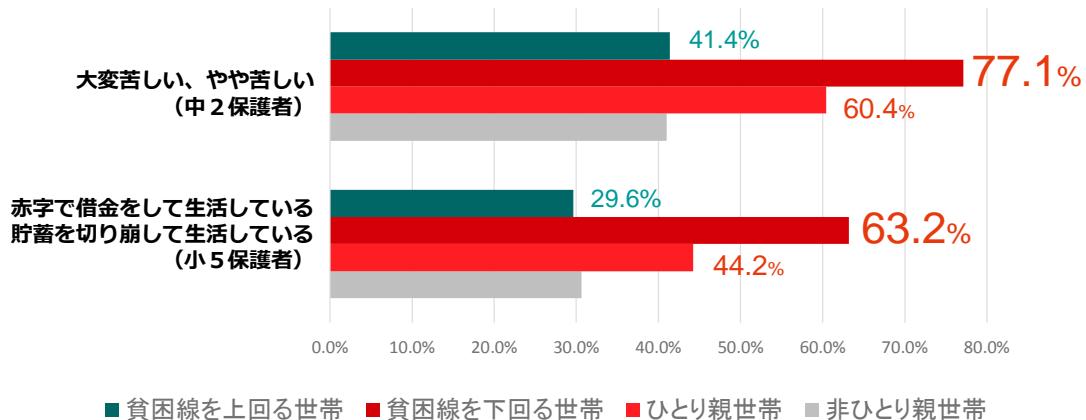
ア) 暮らしの状況について

現在の暮らしの状況については、全体の約4割の世帯が「大変苦しい」「やや苦しい」と感じており、特に、経済的に厳しい貧困線を下回る世帯では、その割合が約8割にものぼり、家計の状況としても、「赤字であり借金をして生活している」と「赤字であり貯蓄を切り崩している」を合わせると赤字の家計は約6割にも達しています。

このことは、子どもの生活に直接影響を与えており、貧困層では、衣食住や医療など生活基盤そのものや、子どもが希望したのにできなかつたこととして一部表れています。

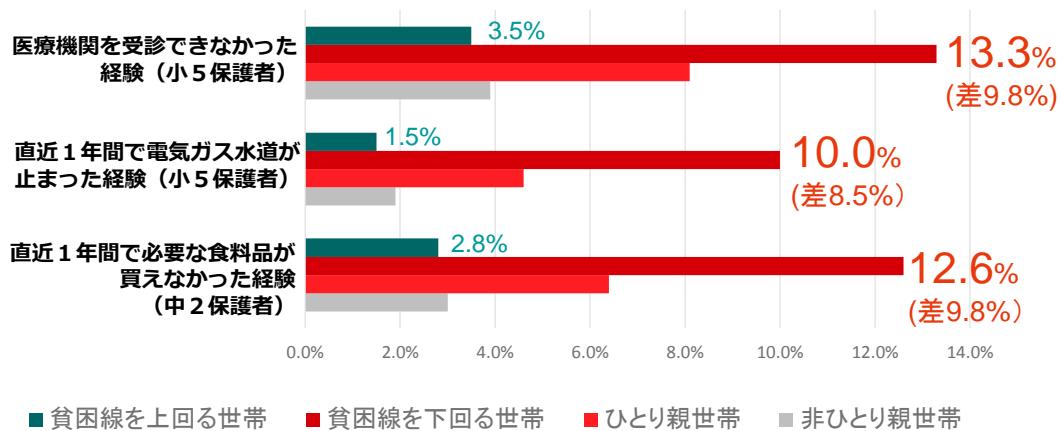
暮らしや家計の状況について

(N=小5 4,488、中2 4,431/複数回答可)



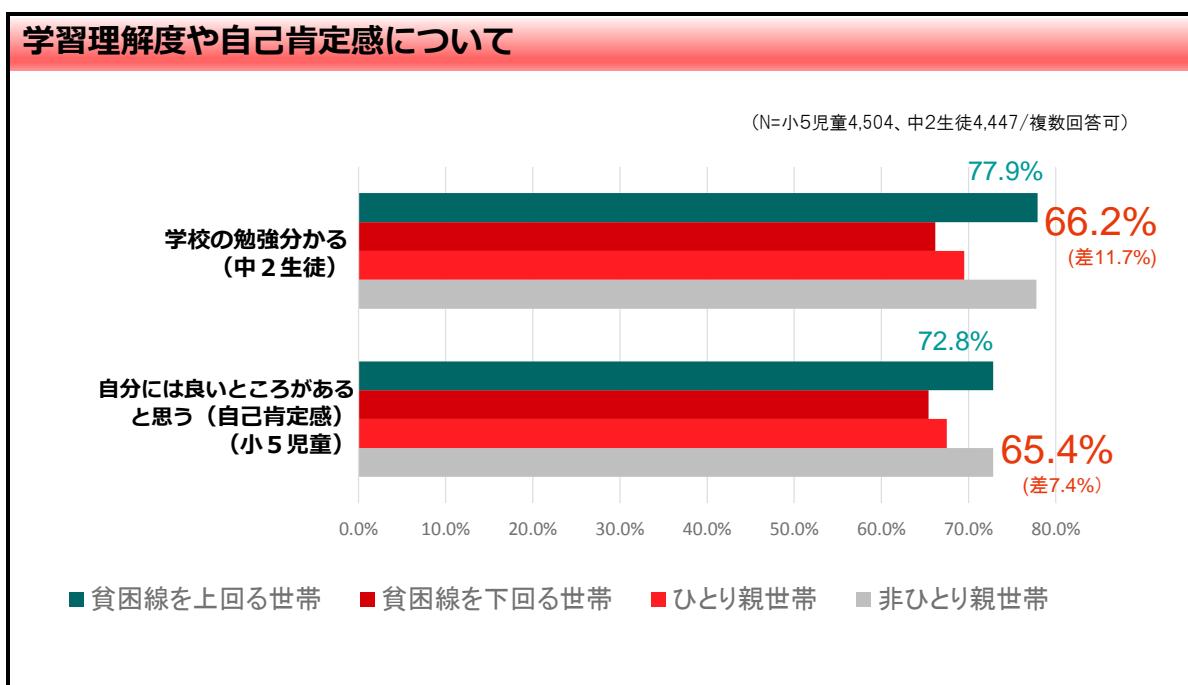
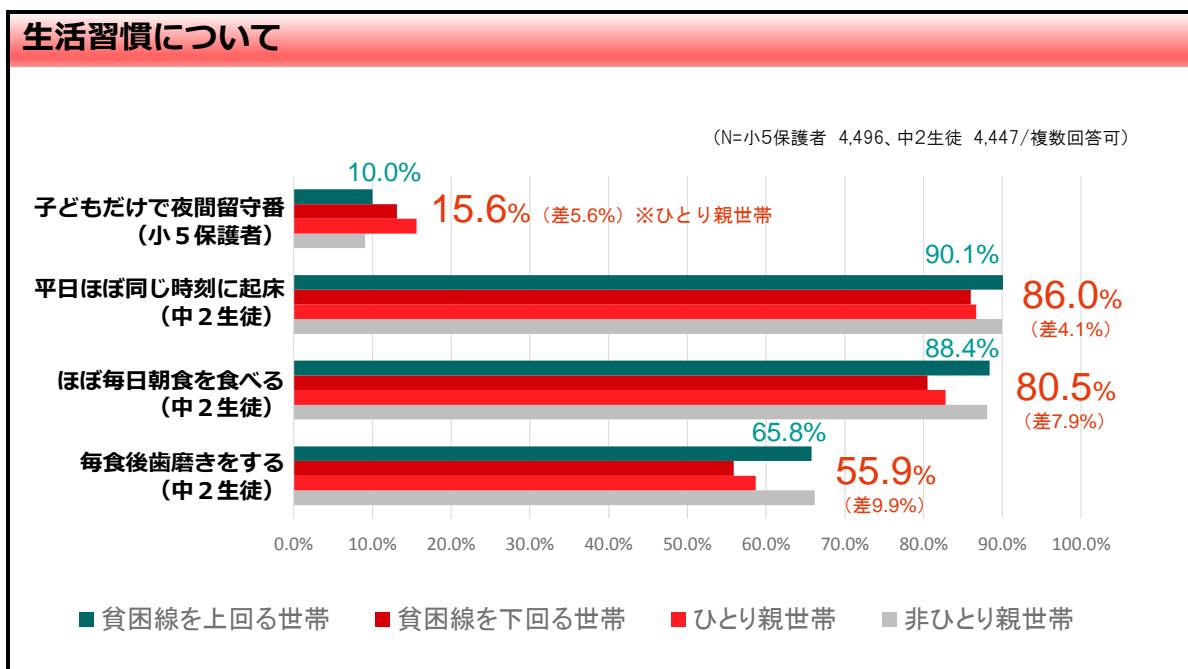
直近一年間の経済的理由による�験について

(N=小5 4,488、中2 4,431/複数回答可)



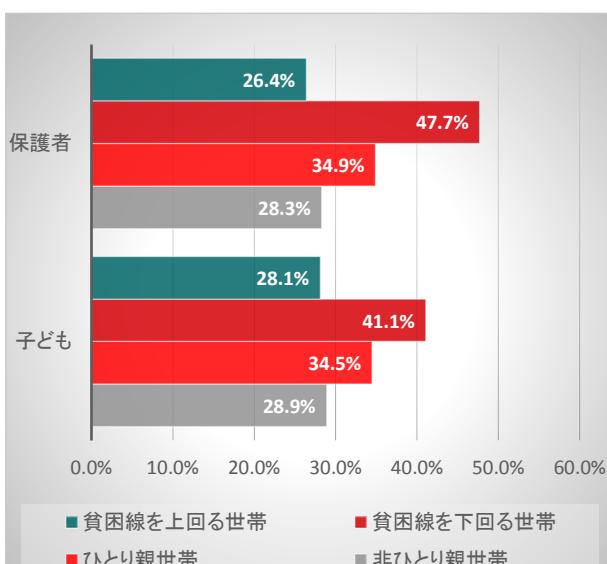
イ) 子どもの状態について

保護者の収入や家族形態によって、子どもの規則的な生活習慣や学習機会、理解度、向上心や自己肯定感などに差が生じており、特に、子どもが希望する学校段階（学歴）の差となって現われています。

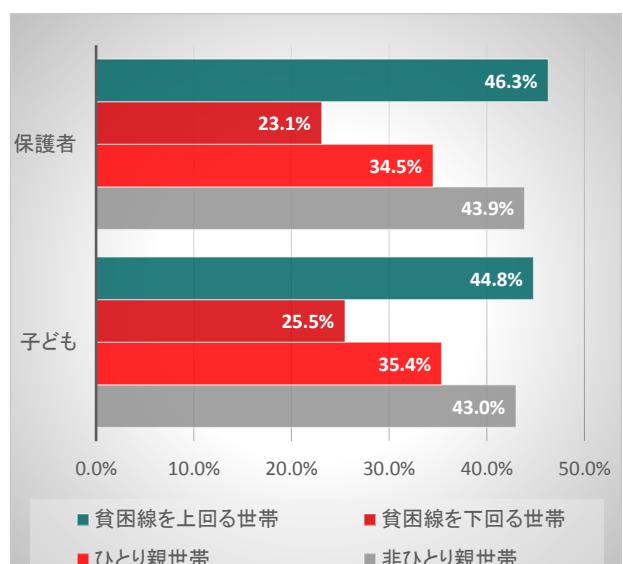


保護者及び子どもが希望する学校段階（学歴）について

＜高校まで希望＞ (N=保護者 8,919、 子ども 8,951)



＜大学まで希望＞ (N=保護者 8,919、 子ども 8,951)

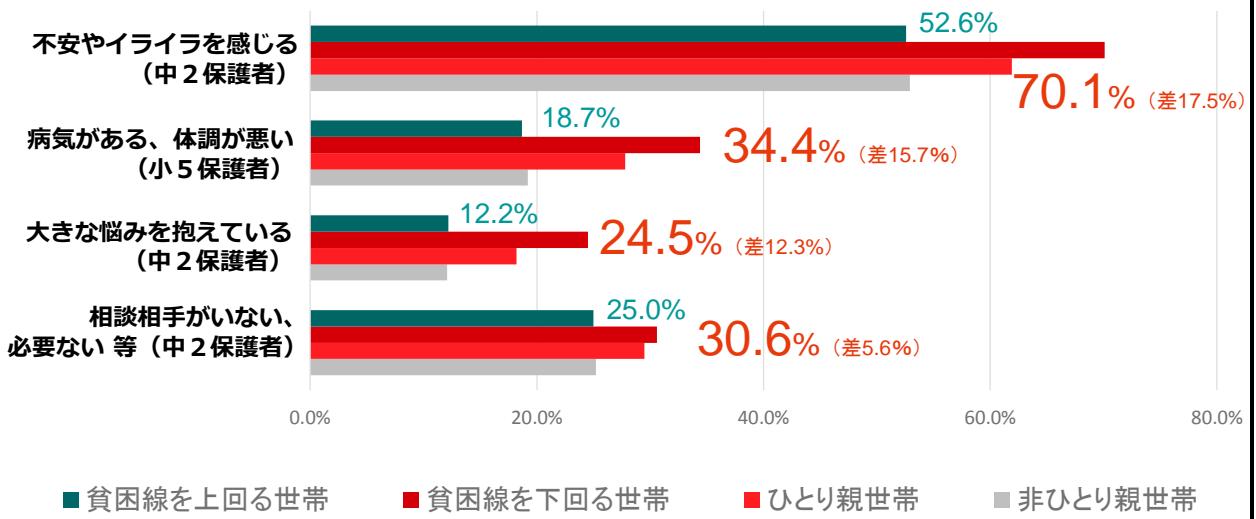


ウ) 保護者の状態について

保護者の収入や家庭環境により、保護者の気持ちの不安定さや体調、社会的孤立（相談できる相手がないなど）に差が生じています。

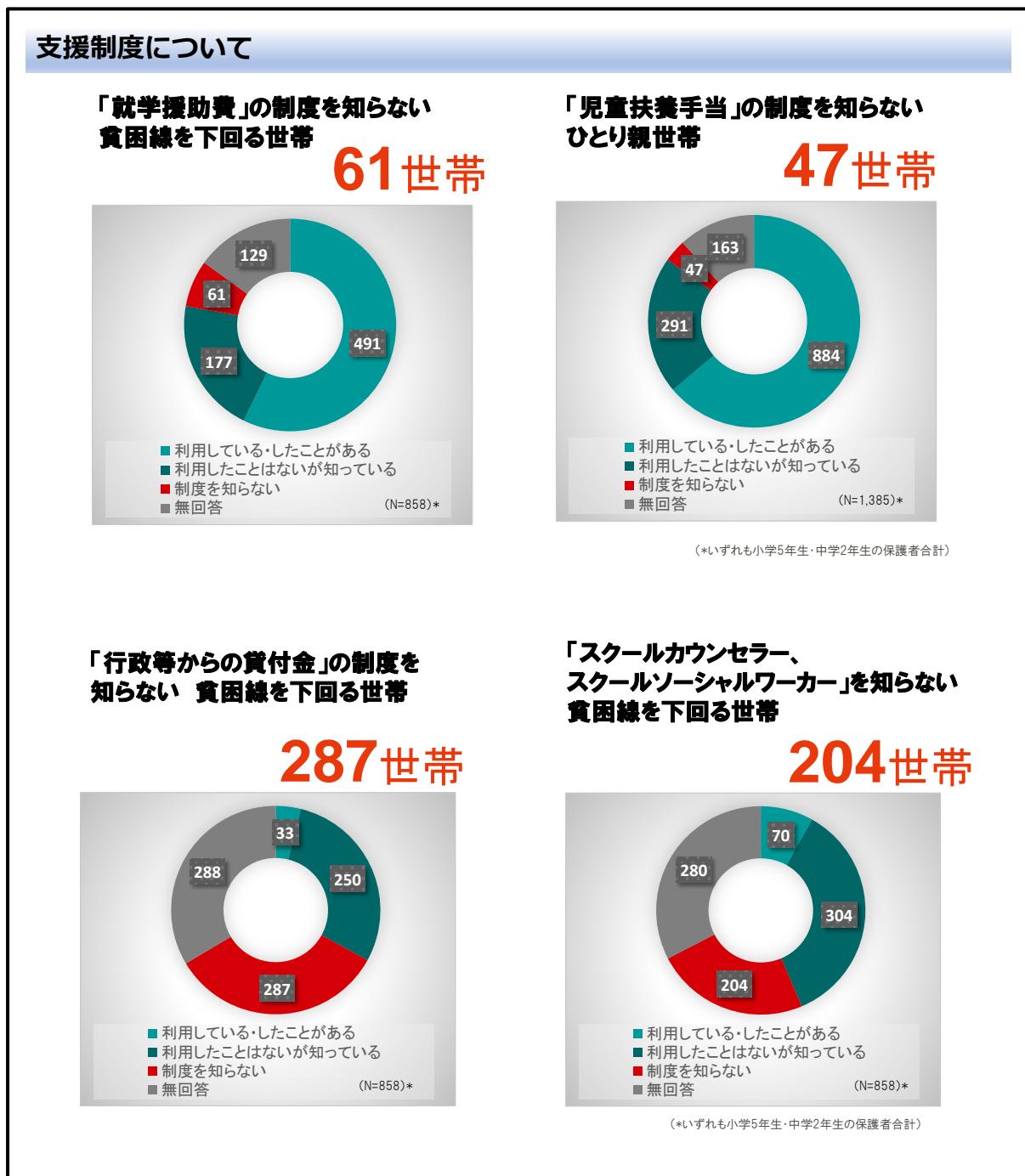
保護者の状態について

(N=小5保護者4,488、中2保護者4,431/複数回答可)



エ) 支援制度について

保護者の回答結果では、就学援助費や貸付制度など各種支援制度を知らない世帯が一定数存在しており、利用可能なのに利用まで至っていない世帯が存在する可能性が考えられます。



才) 見えてきた課題

＜子どもと保護者の課題＞

保護者の収入や家族形態により、保護者の気持ちの不安定さや体調、社会的孤立（相談できる相手がないなど）に差が生じるとともに、子どもの規則的な生活習慣や学習機会、理解度、向上心、自己肯定感などに差が生じており、特に、子どもが希望する学校段階（学歴）の差となって現われています。

子どもの貧困対策の解決のためには、子どもの居場所づくりなど子どもへの直接的な支援とともに、保護者への総合的な対策に取り組む必要があります。

また、保護者の回答結果では、就学援助費や貸付制度など各種支援制度を知らない世帯が一定数存在しており、利用可能なのに利用まで至っていない世帯が存在する可能性が考えられることから、まずは、既存制度の周知を含め、確実に支援につなぐ仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

＜支援者の課題＞

子どもと保護者のアンケート調査に加え、日頃から子どもと関わっている関係機関の方々（保育士、幼稚園教諭、教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、放課後児童支援員等）に、支援者側の視点から、子どもの状況等についてインタビュー調査を行い、困難を抱える子どもとその家庭への支援にあたって、どのような点が困難だと感じているか調査したところ、約9割の支援者が「保護者との信頼関係づくり」を選択し、その次に多かった回答として、約3割が「困難を抱える子どもを発見する仕組みの不足」を選択したことから、支援者のソーシャルワーク力の向上も含め、支援する側をフォローする体制の整備などに、取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の理念、基本方針、指標

(1) 計画の理念

長崎県のすべての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目指し、子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どものことを第一に考え、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

(2) 計画の基本方針と重点施策

本県の子どもの貧困対策については、子どもの現状や、国の大綱を踏まえ、以下の基本方針のもと、4つの分野で重点施策を定め、総合的に推進していきます。

また、子どもの貧困対策の大きな要素となる良質な雇用の場の創出や、産業振興については、「長崎県総合計画」及び「まち・人・しごと創生総合戦略」を策定し、その実現に向け、全力をあげて取組んでいるところであります。これらの取組とも連動しながら、施策を推進していきます。

【基本方針】

- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援の推進
- 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭の早期発見・支援の推進
- 市町をはじめ関係機関と連携した取組の推進

重点施策 1) 教育の支援

- ・ 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられる機会が必要であり、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけ、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるとともに、教育費の負担軽減や、高校中退を防止するための支援、中退後の継続的なサポートなど、教育の支援に必要な措置を講じていきます。

重点施策 2) 生活の安定に資するための支援

- ・ 貧困の状況にある家庭や子どもは、経済的な困窮のみならず、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多くの困難を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立などにより、必要な支援を受けることができず、一層困難な状況に陥りやすい可能性があるため、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、居場所づくりや気軽に相談できる体制の整備など、子どもとその保護者の生活の安定に資するための措置を講じていきます。

また、各種事業に取り組むにあたっては、ひとり親家庭への支援制度や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度などの関連制度と一体的な支援を図っていきます。

重点施策 3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 安定した生活を送るためには、親の就労状況が安定していることが重要です。また、親が働く姿を見せてることで、子どもが働くことの価値や意味を学ぶためにも重要です。ひとり親のみならず、生活が困難な状態にある世帯については、保護者の状況にあたきめ細やかな支援を図るなど、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援のために、必要な措置を講じていきます。

重点施策 4) 経済的支援

- ・ 保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、児童扶養手当や児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金などの公的支援を組み合わせて世帯の生活基盤を支えていく必要があります。こうした制度の周知を図るとともに、確実に制度につなぐための仕組みづくりを進め、経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

(3) 計画の指標と目標値

国の新大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価するために39の指標を掲げています。本計画においても、国との比較を含め、本県の子どもの貧困対策の状況を把握し、施策の効果などを検証・評価するためには、指標を設定することとします。本県の指標については、国の指標のうち、都道府県ごとのデータがあり、計画の推進状況を把握するうえで必要と判断した重点施策に関する32の指標と、分野横断的な施策に関する2つの指標を設定し、改善に向けて取り組むこととします。

本県の指標と目標値

重点施策1) 教育の支援

NO	指標		現行値	目標値	全国
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		94.9% (H26~30の平均①)	95.4%	93.7% (H30.4.1現在①)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		5.0% (H26~30の平均①)	全国直近値	4.1% (H30.4.1現在①)
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		25.3% (H30.4.1現在①)	全国直近値	36.0% (H30.4.1現在①)
4	児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後	100% (H30年度 a)	100%	95.8% (H30.5.1現在②)
5		高等学校等 卒業後	34.1% (H30年度 a)	45%	30.8% (H30.5.1現在②)
6	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)		調査予定 (R2年度 b)		81.7% (H28.11.1現在③)
7	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後	94.6% (H29年度 b)	全国直近値	95.9% (H28.11.1現在③)
8		高等学校等 卒業後	46.8% (H29年度 b)	全国直近値	58.5% (H28.11.1現在③)
9	全世帯の子どもの高等学校中退率		1.2% (H30年度④)	1.0%	1.4% (H30年度④)
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数		324人 (H30年度④)	250人	48,594人 (H30年度④)
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	66.4% (H30年度 c)	70%	50.9% (H30年度⑤)
12		中学校	82.1% (H30年度 c)	85%	58.4% (H30年度⑤)
13	スクールカウンセラーの配置率	小学校	40.8% (R元年度 c)	50%	67.6% (H30年度⑥)
14		中学校	77.3% (R元年度 c)	80%	89.0% (H30年度⑥)

重点施策 2) 生活の安定に資するための支援

NO	指標		現行値	目標値	全国
15	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気・ガス・水道などが止まった経験 4.8% (H30年度 d)	現行値改善	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (H29年⑧)
16		子どもがある全世帯	電気・ガス・水道などが止まった経験 1.5% (H30年度 d)	現行値改善	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (H29年⑧)
17	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	必要な食料品が買えなかった経験 7.3% 必要な服や靴を買うのを控えた経験 31.5% (H30年度 d)	現行値改善	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (H29年⑧)
18		子どもがある全世帯	必要な食料品が買えなかった絏験 3.0% 必要な服や靴を買うのを控えた絏験 19.4% (H30年度 d)	現行値改善	食料が買えない絏験 16.9% 衣服が買えない絏験 20.9% (H29年⑧)
19	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	悩みや子育ての相談などをできる人が欲しいがいない 5.7% (H30年度 d)	現行値改善	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年⑧)
20	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	悩みや子育ての相談などをできる人が欲しいがいない 3.8% (H30年度 d)	現行値改善	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年⑧)

重点施策 3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

NO	指標		現行値	目標値	全国
21	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	90.5% (H29年度 b)	現行値改善	80.8% (H27年⑨)
22		父子世帯	95.5% (H29年度 b)	現行値改善	88.1% (H27年⑨)
23	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	50.6% (H29年度 b)	現行値改善	44.4% (H27年⑨)
24		父子世帯	66.5% (H29年度 b)	全国直近値	69.4% (H27年⑨)

重点施策4) 経済的支援

NO	指標		現行値	目標値	全国
25	子どもの貧困率	国民生活基礎調査	11.2% (H30年度 d)	現行値改善	13.5% (H30年⑩)
26		全国消費実態調査			7.9% (H26年⑪)
27	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	30.2% (H30年度 d)	現行値改善	48.1% (H30年⑩)
28		全国消費実態調査			47.7% (H26年⑪)
29	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	32.9% (H29年度 b)	全国直近値	42.9% (H28年度③)
30		父子世帯	10.7% (H29年度 b)	全国直近値	20.8% (H28年度③)
31	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯	調査予定 (R2年度 b)		69.8% (H28年度③)
32		父子世帯	調査予定 (R2年度 b)		90.2% (H28年度③)

分野横断的な施策

NO	指標	現行値	目標値
①確実に支援につなぐ仕組みづくり			
1	支援制度を知らないと回答した貧困線を下回る世帯の割合 (※児童扶養手当はひとり親世帯の割合)	就学援助費 8.8%、児童扶養手当 3.5%、 生活保護 5.2%、 行政や社会福祉協議会からの貸付金 33.7%、 高等学校等就学支援金 28.5% (平成30年度 d)	現行値改善
②地域における支援体制の充実強化			
2	計画を策定した市町数	13市町 (R2.3末現在 a)	20市町 (小賀町除く)

<出展>

- ①厚生労働省社会・援護局保護課調べ
- ②厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
- ③全国ひとり親世帯等調査
- ④児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- ⑤文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
- ⑥文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
- ⑦文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
- ⑧生活と支え合いに関する調査（特別集計）
- ⑨国勢調査
- ⑩国民生活基礎調査
- ⑪全国消費実態調査
- a 長崎県こども家庭課調べ
- b 長崎県児童扶養手当受給者アンケート
- c 長崎県教育委員会調べ
- d 長崎県子どもの生活に関する実態調査

第4章 計画の具体的な施策

本県の子どもの貧困対策については、以下の事業体系により、重点施策を総合的に推進するとともに、重点施策をより効果的に展開していくため、分野横断的な施策を一体的に推進していきます。

(1) 事業体系図

<重点施策>

重点施策1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
①幼児教育・保育の無償化
②幼児教育・保育の質の向上
(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等
②学校教育による学力保障
(3) 高等学校等における修学継続のための支援
①高校中退の予防のための取組
②高校中退後の支援
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供
①高等教育の修学支援
②県立大学生に対する経済的支援
(5) 特に配慮を要する子どもへの支援
①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援
②特別支援教育に関する支援の充実
③外国人児童生徒等への支援
(6) 教育費負担の軽減
①義務教育段階の就学支援の充実
②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減
③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減
④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
(7) 地域における学習支援等
①地域学校協働活動における学習支援等
②生活困窮世帯等への学習支援
(8) その他の教育支援
①夜間中学の設置促進・充実
②学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
③多様な体験活動の機会の提供

重点施策2 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
(2) 保護者の生活支援
①保護者の自立支援
②保育等の確保
③保護者の育児負担の軽減

	(3) 子どもの生活支援
	①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援
	②社会的養育が必要な子どもへの生活支援
	③食育の推進に関する支援
	(4) 子どもの就労支援
	①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援
	②高校中退者等への就労支援
	③児童福祉施設入所児童等への就労支援
	④子どもの社会的自立の確立のための支援
	(5) 住宅に関する支援
	(6) 児童養護施設退所者等に関する支援
	①家庭への復帰支援
	②退所等後の相談支援
	(7) 支援体制の強化
	①児童家庭支援センターの相談機能の強化
	②社会的養護の体制整備
	③市町等の体制強化
	④ひとり親支援に係る窓口のワンストップ化等の推進
	⑤生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
	⑥相談職員の資質向上

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

	(1) 職業生活の安定と向上のための支援
	①職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
	(2) ひとり親に対する就労支援
	①ひとり親家庭の親への就労支援
	②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
	③ひとり親家庭の親の学び直しの支援
	④企業表彰
	(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
	①就労機会の確保
	②親の学び直しの支援
	③非正規雇用から正規雇用への転換

重点施策4 経済的支援

	(1) 児童扶養手当をはじめとした経済的支援
	(2) 養育費の確保の推進
	(3) 教育費負担の軽減 (再掲)

<分野横断的な施策>

	①確実に支援につなぐ仕組みづくり
	②地域における支援体制の充実強化

(2) 重点施策

重点施策 1) 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

① 幼児教育・保育の無償化

【現状と課題】

- 年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実は貧困の世代間連鎖を断ち切ることにつながると考えられています。
- 全ての子どもが等しく質の高い幼児教育・保育を受けられる体制整備が必要ですが、本県においては、一部の地域で施設の地域偏在や担い手不足などの課題があります。

【具体的施策】

- 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、保育所等の受け皿の整備に努めます。
- 無償化の対象施設となった、認可外保育施設の質の確保の観点から指導監査を強化するとともに認可化へ向けた必要な支援に取り組みます。

(こども未来課)

② 幼児教育・保育の質の向上

【現状と課題】

- 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する必要があります。
- 質の高い幼児教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上が必要です。

【具体的施策】

- 保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組みます。
- 「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制づくりを検討します。
- 小学校以降の学習・生活への円滑な接続に向けた幼、保、小連携の推進や教職員の資質能力向上のための研修体制の充実を図ります。

(こども未来課)

(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

【現状と課題】

- いじめ・不登校など児童生徒の問題等には、子どもの不安な心理状況や学校生活でのストレスの他、家庭環境の変化など子どもを取り巻く環境が大きく影響していると考えられます。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携して、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で、生活支援や福祉制度につなげるなど、子どもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を構築することが重要です。

【具体的施策】

- 教育現場と関係機関が緊密に連携し、子どもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援を行います。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣、私立学校における配置のための経費助成により、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で、子どもたちの話を受け止め、個別の問題を解決しつつ、生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援を行います。

(児童生徒支援課、学事振興課)

② 学校教育による学力保障

【現状と課題】

- 子どもたちが予測困難な未来社会を切り拓くために、学校教育において「生きる力」の知の側面である「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒については、小学校低学年段階からの基礎的な知識・技能の積み上げや、小中学校を総じて複数の情報を読み解き、必要な情報を取り出し、それを基に自分の考えをまとめて表現することが課題となっています。
- 高等学校においては、これから予測困難な時代を生きる生徒一人一人が持続可能な社会の担い手として必要な資質・能力を育成するために、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくことが必要とされています。

【具体的施策】

- 少人数学級編制や少人数指導等、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導を充実し、小学校低学年段階からの基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、市町教育委員会との連携体制のもと、県下すべての小中学校を訪問し、子どもや教職員が抱えている悩みに寄り添いながら授業の充実・改善を図ります。

(義務教育課)

- 高等学校においては、各学校で育成すべき資質・能力を明確にし、多様化する進路希望に応えられるように、生きて働く「知識・技能」の確実な習得を図るカリキュラム・マネジメントを実現します。また、ＩＣＴ機器を活用しながら授業改善を進め、探究的な学習を推進します。

(高校教育課)

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

① 高校中退の予防のための取組

【現状と課題】

- 変化の激しい時代にあって、全ての生徒が家庭の状況に左右されることはなく、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自己実現を図ることができるよう、学校の教育活動全体でのキャリア教育の充実が必要です。
- 退学者数は平成25年度から減少傾向でしたが、平成30年度は5年ぶりに増加しており、今後とも、各学校が粘り強く、極力退学することができないよう指導していく必要があります。
- 私立高等学校においても、学校生活への不適応や学業不振、進路変更を理由とする中途退学が全体の約7割を占めており、きめ細かな対応が求められています。

【具体的施策】

- 特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育みます。また、活動の振り返りを通じて生徒の自己肯定感・自尊感情を向上させ、意欲を高めます。
- 関係機関と連携して、生徒に専門的な知識や技能を習得させるとともにインターンシップを促進し、自己の将来像を明確にさせ、早期からの職業観・勤労観の育成を推進します。

(高校教育課)

- 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。
(児童生徒支援課、学事振興課)

- 私立高等学校等に在学する世帯の教育に係る経済的負担を軽減するため、就学支援金等を支給し、全ての生徒が安心して勉学に打ち込める環境を作ります。
(学事振興課)

② 高校中退後の支援

【現状と課題】

- 子育て世帯においては、教育費などの経済的負担が大きくなっています。このため、安心して教育が受けられるよう、経済的な支援が必要です。
- 就学支援金制度においては支給期間の上限が定められており、中退者が再入学した場合支援期間が不足するため対応が求められています。
- 高校中退者が、社会的・職業的な自己実現を図るために、さまざまな支援機関があることを知ることが必要です。

【具体的施策】

- 教育に係る経済的負担を軽減するため、高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合に補助金を支給し、生徒が安心して勉学に打ち込める環境を作ります。
(教育環境整備課、学事振興課)
- 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。
(高校教育課)

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の修学支援

【現状と課題】

- 子育て家庭の教育費にかかる経済的負担感は大きくなっています。このため、経済的理由により修学困難な生徒の学ぶ機会を確保できるよう支援が必要です。

【具体的施策】

- 向上心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により高等学校及び大学等への修学が困難な生徒に対し、学資の貸与をしている（公財）長崎県育英会へ必要な助成を行います。
(教育環境整備課)
- 真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。
(学事振興課)

② 県立大学生に対する経済的支援

【現状と課題】

- 経済的な理由によって大学への進学を断念することができないよう、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず、修学の機会を得られるよう、安心して学べるための支援が必要です。

【具体的な施策】

- 学業優秀で経済的に困窮している学生に対する授業料の減免や学業優秀な入学生に対する奨学金の給付を行います。 (学事振興課)

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援

① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

【現状と課題】

- 県内の児童養護施設に入所している子どもの大学への進学率は34.1%（参考H27～H29の平均は27.1%）と、県全体の子どもの大学等への進学率より低い状況にあり、学ぶ機会を確保する支援を行うとともに、経済的理由により進学を断念することができないよう進学時や進学後の支援が必要です。
- 子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行うことが必要です。

【具体的な施策】

- 児童養護施設入所者に対し、学習指導を行うことができるよう、指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費の経費について助成を行います。
- 児童養護施設入所者に対し、スポーツや表現活動を通じて情緒を安定させ児童の自立を支援できるよう、指導員の配置に要する経費等について助成を行います。
- 児童養護施設へ入所している子どもが大学等へ進学を目指すことができるよう、中高生入所児童への学習塾費用に対し助成を行うとともに、進学する子どもの生活基盤を安定させ自立を実現するため、学用品購入費等に対し支援を行うとともに、18歳以降も施設への入所継続や退所後の家賃、生活費に対する支援を行います。

(こども家庭課)

② 特別支援教育に関する支援の充実

【現状と課題】

- 特別支援学校で就学する児童生徒には、障害に応じた様々な通学用品や学用品等が必要な場合が多く、保護者の経済的負担が大きくなっています。

【具体的施策】

- 特別支援学校の保護者に対し、所得等に応じた就学に必要な経費の全部または一部を支給し、経済的負担を軽減します。

(教育環境整備課)

③ 外国人児童生徒等への支援 【新】

【現状と課題】

- 外国人児童生徒等は152人（R元.5.1現在）が義務教育諸学校や外国人学校等に就学しています。
- 公立高等学校入学者選抜においては、県教育委員会の承認を受けた者を対象に、「帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置」を実施しています。
- 在学中の日本語指導及び教科指導については、必要に応じて教員を加配して対応しています。
- 年々、児童生徒の国籍が多様化してきているため、言語指導等の対応が難しくなっています。
- 経済的に苦しい家庭も少なくないため、その支援に配慮を要します。

【具体的施策】

- 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語能力に応じた特別の指導を行うため、国の加配定数を活用して、教職員を配置します。

(義務教育課)

- 上記の措置等を今後も継続し、外国人児童生徒への支援を行います。

(高校教育課)

(6) 教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

【現状と課題】

- 家庭の経済状況の二極化がいわれる中で、全ての子どもたちに教育を受ける権利が保障されていることから、就学困難と認められる子どもたちに対して支援が必要です。
- 貧困家庭の子どもたちに対して早期の段階での生活支援や福祉制度と連携できるよう、子どもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を構築するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携することが重要です。
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の取組は、一部市町が未実施であり、実施を促す必要です。

【具体的な施策】

- 義務教育段階における子どもの貧困対策として、就学援助制度により学校の指示を受けて治療を行った医療費等の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。 (体育保健課)
- 子どもたちが抱える課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちが置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用等の支援を行います。 (児童生徒支援課)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について、国庫補助事業において対象経費となっていることを踏まえ、他市町の状況を情報提供しながら、早期支給の実施を働きかけます。 (義務教育課)

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 子育て家庭の教育費にかかる経済的負担は大きくなっていますが、全ての高校生等が安心して教育を受けられるための支援が必要です。さらに、私立高等学校等に通う世帯において、失業等により家計が急変した場合、授業料の支払いに窮するケースに対する支援が必要です。

【具体的な施策】

- 全ての高校生等が安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、家庭の状況に応じて、高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する就学支援金や奨学のための給付金を支給します。また、家計急変により生活が困窮している生徒の授業料の軽減を行う私立高等学校等に対し助成を行い、家庭の教

育費負担を軽減します。

- 公立高等学校の遠距離通学生で住民税所得割額非課税世帯及び高額定期券を負担する保護者に対し、生徒の通学費の一部を補助し、生徒の多様な進路実現を推進します。また、私立高等学校の生徒の保護者が負担する遠距離通学費に対し、学校法人が軽減措置を行った場合に補助を行います。

(教育環境整備課、学事振興課)

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

【現状と課題】

- 生活困窮者世帯等においては、教育費などの経済的負担が大きく、生計の目処が立たないことを理由に進学を断念する家庭もあることから、教育費の負担軽減や給付金、資金貸付等の支援が求められています。

【具体的施策】

- 低所得者世帯等に対し、生活福祉資金貸付による教育支援費等の貸付を行っている県社会福祉協議会に対して助成を行います。
- 生活保護世帯の子どもが高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、高等学校等就学費の認定を行います。
- 生活保護世帯の高校生等の就労収入について、大学等に就学するための経費に充てる場合は、収入として認定しない取扱いとします。
- 生活保護世帯の子どもが大学等に進学の際の新生活立ち上げの費用として、進学準備給付金を支給します。
- 生活保護世帯の子どもが、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない取扱いとします。
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言等を行います。

(福祉保健課)

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

【現状と課題】

- 平成30年度長崎県子どもの生活に関する実態調査によると、暮らしが苦しいと感じている非ひとり親世帯は41%であるのに対し、ひとり親世帯は60.4%であります。また、勉強がわかると回答した子どもの割合は、非ひとり親世帯の77.8%に対し、ひとり親世帯は69.5%であります。

さらに、将来希望する学校段階（学歴）として大学までを選択した子どもたちの割合は、非ひとり親家庭の43%に対し、ひとり親家庭は35.4%と差が生じており、ひとり親家庭の子どもたちへの進学費用等の負担軽減や学習支援などが必要です。

【具体的施策】

- ひとり親家庭の子どもの修学資金として活用できる無利子の母子父子寡婦福祉資金貸付金について、さらなる周知を図り、大学等への進学のサポートを行います。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金により大学等への進学を行い、県内に就職・定着する学生に対する支援を行います。
- ひとり親家庭の子ども（必要があれば親も対象）を対象に、それぞれの児童にあったきめ細かい学習支援、進路相談などを行う、子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の推進を図るため、事業主体である市町に対し、民間団体のノウハウを提供することで事業構築に向けた支援を行います。

（こども家庭課）

（7）地域における学習支援等

① 地域学校協働活動における学習支援等

【現状と課題】

- 家庭教育力の低下や地域社会における人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。
- 地域社会の多様な人材による学校の学習支援活動、放課後や週末・長期休業日における学習体制を充実させることが課題となっています。

【具体的施策】

- 地域社会の多様な人々の参画による学校の学習支援活動や放課後・週末・長期休業日の子どもに充実した学習機会を提供するため、学校と地域をつなぐコーディネーターや関係者等の養成及び資質向上を図り、地域における豊かな教育活動の推進を図ります。

（生涯学習課、こども未来課）

② 生活困窮世帯等への学習支援

【現状と課題】

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を行っています。
- 対象者を生活困窮者等に限定するため、参加者が集まりにくいことや、事業をサポートするボランティアの不足などの課題を抱えています。

【具体的施策】

- 福祉事務所設置自治体による、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対する学習・生活支援事業を推進します。 (福祉保健課)
- 生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども（必要があれば親も対象）を対象に、それぞれの児童にあたきめ細かい学習支援、進路相談などを行う、子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の推進を図るため、事業主体である市町に対し、民間団体のノウハウを提供することで事業構築に向けた支援を行います。 (こども家庭課)

(8) その他の教育支援

① 夜間中学の設置促進・充実

【現状と課題】

- 現在、全国で10都道府県に34校の夜間中学が設置されていますが、本県では未設置であります。また、H30年12月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、増え続けている在留外国人のさらなる増加が本県においても予測されています。

【具体的施策】

- 今後ニーズの高まりが予測される夜間中学の設置や在り方を検討するため、先進地の視察やニーズ調査、協議会の設置及び開催に取り組みます。 (高校教育課)

② 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

【現状と課題】

- 生活保護制度の教育扶助により、小学校・中学校の義務教育期間に保護者が負担すべき学校給食費を支給しています。
- 低所得世帯における欠食状況の改善や適切な栄養摂取による健康保持に努

めるため、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学校給食費の援助が必要です。

【具体的施策】

- 生活保護制度に基づき、小学校・中学校の義務教育期間に保護者が負担すべき給食費の額を支給します。 (福祉保健課)
- 所得の格差が原因で健康の格差が生じることのないよう、学校給食の普及・充実により、食習慣をはじめとした望ましい生活習慣の定着を目指すとともに、就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。 (体育保健課)

③ 多様な体験活動の機会の提供

【現状と課題】

- 少子高齢化や情報化等による社会の急激な変化は、地域の連帯感や人間関係の希薄化を進め、子どもの生活環境に大きな影響を与えています。様々な体験活動を通じて、子どもに社会性や規範意識を身に付け、豊かな心を育むとともに、ふるさとの自然や伝統・芸術文化などに触れることで、郷土への誇りと愛着を持ち、ふるさと長崎県を再認識させる取組を一層推進していく必要があります。

【具体的施策】

- 地域の様々な人々の協力を得て、放課後や土曜日等に体験活動や交流活動の機会を提供する「地域子ども教室」の更なる内容の充実を図ります。
- 自然体験をはじめ、様々な体験活動の機会を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設の活用促進に努めます。
(生涯学習課)
- 施設入所児童が球技大会の参加を通じて、体位向上や人格形成など、社会で生きていくために必要な力を育むことができるよう、支援を行います。
(こども家庭課)

重点施策2) 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

【現状と課題】

- 地域のつながりの希薄化や核家族化等により、妊娠しても周囲に不安を打ち明ける人がおらず孤立感や負担感を抱える状況が増えてきています。妊娠・出産・育児に関する母親の不安を軽減し、子育てを楽しいと思えるような支援のあり方が望まれています。

【具体的施策】

- 妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、妊産婦健診や乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じ、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、相談支援を行える体制づくりを推進します。

(こども家庭課)

② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援【新】

【現状と課題】

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦、特定妊婦等は、妊婦健診未受診や虐待に至る場合があることなどから、妊娠期から支援することが重要です。
- ひとり親家庭の親は子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこと等により、精神面・身体面の健康についても悩みを抱えていることから、こうした悩みを少しでも解消できるような子育て施策の整備が必要です。

【具体的施策】

- 妊娠の届出や母子健康手帳の交付、産科等医療機関と行政の連携、女性健康支援センター、乳児家庭全戸訪問事業等において、特定妊婦等を把握した場合は、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関の連携の下、養育支援訪問事業等により、地域における継続的な支援を行います。
- 妊娠SOS相談窓口や子どもの貧困総合相談窓口を設置し、若年妊婦や特定妊婦、貧困世帯など困難を抱えた方に対する、電話やSNSを活用した相談支援を実施します。

- ひとり親家庭については、ひとり親家庭等自立促進センターや各福祉事務所の母子・父子自立支援員が様々な自立に向けた相談・支援を行います。
- 保護を必要とする母子に対しては、婦人相談所や母子生活支援施設と連携し、自立への支援を行います。
- ひとり親家庭医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、引き続き適正な制度運営を行います。

(こども家庭課)

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

【現状と課題】

- 生活困窮者自立支援法により、福祉事務所設置自治体は複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行うとともに、地域の実情に応じ各種事業を実施しています。

(必須事業)

ア) 自立相談支援事業の実施

- ・就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のための計画作成等を行う。

イ) 住居確保給付金の支給

- ・離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当を支給する。

(任意事業)

ア) 家計改善支援事業

- ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

イ) 子どもの学習・生活支援事業

- ・生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもへの学習支援を行う。

ウ) 就労準備支援事業

- ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から実施する。

- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立など、様々な悩みを抱えており、生活支援や就労支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができるための支援の充実を図る必要があります。

【具体的な施策】

- 福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給とともに、地域の実情に応じて各種任意事業等を実施しながら、生活に困窮している人を包括的に支援していきます。

(福祉保健課)

- 子どもの育児などに悩みを持つひとり親家庭を対象とした生活支援講習会や互いの悩みを相談し合うひとり親家庭の交流・情報交換の実施、また、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業の市町での実施を推進します。
- ひとり親家庭等自立促進センターや各福祉事務所の母子・父子自立支援員が様々な自立に向けた相談・支援を行います。(再掲)
- 保護を必要とする母子に対しては、婦人相談所や母子生活支援施設と連携し、自立への支援を行います。(再掲)
- 子どもの貧困総合相談窓口を設置し、電話やSNSを活用した相談支援を実施します。

(こども家庭課)

② 保育等の確保

【現状と課題】

- 女性就業率の向上により、保育ニーズは増加傾向にあり、今後も一定期間は、増加が見込まれています。

【具体的施策】

- 就労希望等により、保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童解消を図ります。
- また、放課後児童クラブについても、同様に全ての子育て家庭のニーズに対応できるよう市町等への支援を行います。
- ひとり親家庭や多子世帯に対する放課後児童クラブの利用料の免除を実施する市町に対し、財政的支援を実施します。

(こども未来課)

③ 保護者の育児負担の軽減【新】

【現状と課題】

- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実が必要です。
- 子育て家庭の困り事について、気軽に相談できる体制の整備し、安心して育児ができる支援の充実を図る必要があります。

【具体的施策】

- 子育て家庭のニーズに応じ、保護者の就労の状況や疾病、その他の理由など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業、一時預かり事業など、一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な多様なサービスの提供体制を市町と連携し、整備します。
(こども未来課)
- 子どもの貧困総合相談窓口を設置し、電話やSNSを活用した相談支援を実施します。(再掲)
- 子どもの育児などに悩みを持つひとり親家庭を対象とした生活支援講習会や互いの悩みを相談し合うひとり親家庭の交流・情報交換の実施、また、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業の市町での実施を推進します。(再掲)
- ひとり親家庭等自立促進センターや各福祉事務所の母子・父子自立支援員が様々な自立に向けた相談・支援を行います。(再掲)
(こども家庭課)

(3) 子どもの生活支援

① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

【現状と課題】

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を行っています。
- ひとり親家庭が安心して就労できるように、子どもの放課後の安全な居場所として放課後児童クラブや、子どもの生活・学習支援事業があります。しかしながら、放課後児童クラブについては利用料が必要であり、ひとり親家庭については、経済的な負担となっています。

【具体的施策】

- 福祉事務所設置自治体による、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対する学習・生活支援事業を推進します。(再掲) (福祉保健課)
- ひとり親家庭や多子世帯に対する放課後児童クラブの利用料の免除を実施する市町に対し、財政的支援を実施します。(再掲) (こども未来課)

- 生活困窮世帯やひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行うとともに、事業主体である市町に対し、民間団体のノウハウを提供することで事業構築に向けた支援を行います。
(こども家庭課)

② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援【新】

【現状と課題】

- 「家庭養育優先の原則」を実現するため、家庭における養育が困難、または適当でない場合には、特別養子縁組、普通養子縁組、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームによる養育を進める必要があります。
- 里親等での養育が困難な子ども、及び家庭に対する拒否感が強い子どもに対し、施設等による養育を行う場合には、「できる限り良好な家庭的環境」のもと、支援を行うことが必要です。

【具体的施策】

- 「長崎県社会的養育推進計画」に基づき、里親・ファミリーホームへの委託の推進、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進、施設の小規模かつ地域分散化に取り組みます。
(こども家庭課)

③ 食育の推進に関する支援

【現状と課題】

- 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等においては、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に「食育の推進」が位置づけられ、各園の創意工夫のもとに食育計画を策定し食育推進が図られており、今後も食物アレルギー対応など個別支援も含め、ますます保育所、幼稚園での食事の提供を含む食育の計画に基づいた食育推進が求められています。
- 児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合があります。
- ひとり親家庭については、育児と仕事を一手に担う子どもの食育まで十分に行き届きにくく、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合があります。

【具体的施策】

- 保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。
(こども未来課)

- 児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子どもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。
- ひとり親家庭の居場所となる、子どもの生活・学習支援事業等において、食事を提供する際には、食育の観点にも配慮を行うように、市町と連携して働きかけます。

(こども家庭課)

(4) 子どもの就労支援

① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

【現状と課題】

- 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもについては、就業相談や資格取得のための取組や、就業情報を提供するなど自立に向けた支援が必要です。

【具体的施策】

- 福祉事務所設置自治体による、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対する学習・生活支援事業を推進します。（再掲）
- ひとり親家庭の子どもには、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業相談・就業支援講習会等を行うとともに、ハローワーク等との連携により専門的な就業支援を推進します。
- 子どもの貧困総合相談窓口を設置し、電話やSNSを活用した相談支援を実施します。（再掲）

(こども家庭課)

② 高校中退者等への就労支援

【現状と課題】

- 高校中退者が、社会的・職業的な自己実現を図るために、さまざまな支援機関があることを知ることが必要です。
- 中途退学者やニート等への職業的自立を支援するためには、社会人としての基礎的な能力等の養成のみならず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援はそれぞれの置かれた状況に応じて個人的・継続的に行うことが必要です。

【具体的施策】

- 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各学校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。（再掲）

(高校教育課)

- 中途退学者がそのままニート化してしまうことを防ぐため、長崎労働局、ハローワーク、地域若者サポートステーション、市町及び関係団体と連携を取りながら、ニート等の職業的自立や社会適応支援を含む包括的な支援を推進するとともに、概ね45歳未満の若年者を対象とした県の就業支援施設であるフレッシュワークにおいて個別カウンセリング、適職診断、各種セミナー等の支援を行うことにより、高校中退者等の県内就職を促進します。
(雇用労働政策課)
- ニート・ひきこもりなどの社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者の総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につないでいきます。
(こども未来課)

③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

【現状と課題】

- 児童養護施設等へ入所する子どもの生活指導や職業指導等の実施にあたっては、関係機関との連携を図りつつ、子どもの個々の状況を十分に把握した上で、就業相談や資格取得のための取組や、就業情報を提供するなど自立に向けた支援が必要です。

【具体的施策】

- 子どもがその適性、能力等に応じた職業選択ができるよう、施設に対して、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援を行う職業指導員の配置を促します。
- 施設を退所する子どもが、自立した生活や就労を継続するための支援を引きつづき必要とする場合には、退所施設によるアフターケアのほか、引き続き里親家庭や施設等への居住支援や、専門的な支援を行う自立援助ホームの利用促進を図ります。
- 施設等を退所し、進学・就職する子どもの生活基盤を安定させ自立を実現するため、学用品や被服類購入等の支度費に対し支援を行うとともに、退所後の家賃や生活費に対しても支援を行います。

(こども家庭課)

④ 子どもの社会的自立の確立のための支援

【現状と課題】

- 児童養護施設等の退所児童等などの親の支援を受けられない子どもや、働くことに不安を持つ若者の社会的自立に向けた就労支援が必要です。
- 若者が自分の適性を理解するとともに、職業的・社会的自立に向けて支援する必要があります。

【具体的施策】

- 長崎労働局、ハローワーク、市町及び関係団体と連携を取りながら、職場体験・見学会による就業支援策を実施するとともに、概ね45歳未満の若年者を対象とした県の就業支援機関であるフレッシュワークにおいて個別カウンセリング、適職診断、各種セミナー等の支援を行うことにより、親の支援のない子ども等を含めた若者の県内就職を促進します。

(雇用労働政策課)

- 生徒に専門的な知識や技能を習得させるとともに、インターンシップ活動を推進し、自己の適性や将来像を明確にさせ、職業観・勤労観を育成します。
- 厚生労働省が作成した労働関係法の資料を活用し、高校卒業予定者全員に対して労働関係法を指導します。

(高校教育課)

(5) 住宅に関する支援

【現状と課題】

- 生活困窮者自立支援法による住居確保給付金として、離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している又は喪失するおそれのある人に対して家賃相当分の住居確保給付を支給することにより、こうした人の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。
- ひとり親家庭については、所得が低い世帯が多いことから住宅の確保に苦慮している割合が高いと考えられます。

【具体的施策】

- 縮小により住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給します。 (福祉保健課)
- ひとり親家庭の住宅支援については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金など利用可能なサービスの情報提供を行うなど支援を行います。 (こども家庭課)
- 県営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設けるとともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。 (こども家庭課、住宅課)

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

① 家庭への復帰支援【新】

【現状と課題】

- 児童養護施設等に入所していた子どもが家庭に復帰する際、子どもの最善の利益を保障するために、保護者に対する指導・支援が必要となります。
- 措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等を実施する必要があり、関係機関のさらなる連携強化や機能強化、関係職員の資質向上等が求められています。

【具体的施策】

- こども・女性・障害者支援センターにおいて、施設入所後の家庭移行を推進するため、保護者に対してカウンセリングを実施するとともに、養育技術の向上等に資する指導を行います。
- 市町要保護児童対策地域協議会において、その情報を共有し、役割を明確にする等関係機関が連携して支援を行います。
- ショートステイの活用や子どもの特性に応じた保護者へのアドバイスなど、家庭復帰後の在宅支援を充実させるため、要保護児童対策地域協議会への児童養護施設等の参加を促進します。
- 市町要保護児童対策地域協議会の機能の強化を図るため、こども・女性・障害者支援センターによる市町への技術的支援を行うとともに、県による市町職員の資質向上のための研修を実施します。
- 全市町において、子どもとその家庭（妊娠婦を含む）を対象に悩みや困りごと等について、専門の相談員が相談・対応する子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。

（こども家庭課）

② 退所等後の相談支援

【現状と課題】

- 社会的養護のもとで育った子どもは、施設等を退所後、保護者等から支援を受けられない場合が多く、退所後の生活や就労において様々な困難に突き当たるため、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが必要となっています。また、将来の社会的自立のために、施設等の子どもの学力向上と就職に有利な資格等の取得への支援が必要となっています。

【具体的施策】

- 施設を退所する子どもが、自立した生活や就労を継続するための支援を引きつづき必要とする場合には、退所施設によるアフターケアのほか、引き続き里親家庭や施設等への居住支援や、専門的な支援を行う自立援助ホームの利用を図ります。（再掲）
- 施設等の子どものうち、高校・大学等への進学のための学習支援や就職に必要な資格等の取得について、国の制度等も活用して支援します。
- 施設を退所し、進学・就職する子どもの生活基盤を安定させ自立を実現するため、学用品や被服類購入費等に対し支援を行うとともに、家賃や生活費に対しても支援を行います。

（こども家庭課）

（7）支援体制の強化

①児童家庭支援センターの相談機能の強化【新】

【現状と課題】

- 児童家庭支援センターは、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的として、地域及び家庭からの相談や里親支援を担っており、各地域における設置及び、地域相談機関としてのさらなる機能強化が必要です。
※ 2019年度末時点で、長崎市及び大村市に2箇所設置。

【具体的施策】

- 2020年度中に島原市に1箇所、2029年度までに、佐世保市に1箇所設置することを目指します。
- 児童家庭支援センターとこども・女性・障害者支援センター及び市町が情報共有する場を設定する等、各地域の在宅支援の強化を支援します。
- 児童家庭支援センターに対し、家族再統合に向けた保護者等支援体制を充実させるための研修を実施します。

（こども家庭課）

②社会的養護の体制整備

【現状と課題】

- 社会的養護が必要な子どもに対し、家庭における養育環境と同様の養育環境となる里親等による養育を推進するため、質の高い里親等の確保・育成及び支援体制強化が必要です。また、施設養育を行う場合にも、できる限り良好な家庭的環境で養育できるように、施設の小規模化、地域分散化等の推進を図る必要があります。

【具体的施策】

- 「長崎県社会的養育推進計画」に基づき、里親等リクルートや専門性向上のための研修等の実施、民間フォースターリング機関の設置、里親支援体制の充実強化などに取り組むとともに、児童養護施設等の小規模化、地域分散化等を推進するため、施設における保育士等の人材確保対策等を支援します。

(こども家庭課)

③ 市町等の体制強化 【新】

【現状と課題】

- 児童虐待をはじめとする子どもや家庭に関する様々な課題について、発生予防から、早期発見・早期対応していくためには、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、関係機関が連携して総合的な支援を講じるとともに、その中心となる市町や児童相談所の体制を強化していくことが必要です。
- 県内の全市町において、関係機関が連携して効果的な支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置していますが、さらなる協議会の充実・強化が必要です。

【具体的施策】

- 2023年度までに、全市町において、子どもとその家庭（妊娠婦を含む）を対象に悩みや困りごと等について、専門の相談員が相談・対応する子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。
- 市町が実施する乳幼児家庭全戸訪問事業、子育て世代包括支援センター等により得られた要支援家庭の情報が、要保護児童対策地域協議会の各機関に共有され、子ども・女性・障害者支援センターの支援が必要な事例は、確実に事案が送致されるように市町と連携を強化します。
- 児童虐待に適切に対応するため、市町や関係機関と要保護児童対策地域協議会で全ての在宅の児童虐待事案について情報共有し、役割分担を明確化するなど、さらなる連携強化を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、子ども・女性・障害者支援センターによる市町への技術的支援を行うとともに、市町職員の資質向上のための研修を実施します。
- 国の配置基準に基づき、児童福祉司（管轄人口3万人に1人）及び児童心理司（児童福祉司2人につき1人）、専任保健師を適正に配置するなど、児童相談所の体制を強化します。

- 人材育成方針に基づき、計画的な人材育成や、研修体制の充実強化により、職員の専門性の向上を図ります。

(こども家庭課)

④ ひとり親支援に係る窓口のワンストップ化等の推進【新】

【現状と課題】

- ひとり親家庭は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならず、多忙な状況にあることから、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制の整備が求められています。

【具体的施策】

- ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置するなど、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した支援を行うことができる体制の整備を図ります。また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を促進します。

(こども家庭課)

⑤ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

【現状と課題】

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等がこれまで以上に連携して、相談対応及び各種相談支援につなげていくことが必要です。

【具体的施策】

- 生活困窮世帯は複合的な課題を抱えていることから、生活保護法、生活困窮者自立支援法、ひとり親家庭に対する各種事業、また関連事業についても連携して支援を行います。

(福祉保健課、こども家庭課)

⑥ 相談職員の資質向上

【現状と課題】

- 多様な課題を抱える生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯からの相談に対し、適切に対応するためには、相談・支援を行う支援員等の専門性の向上が求められています。

【具体的施策】

- 生活困窮者自立支援制度については、それぞれの地域の中核となる人材を計画的に養成することが制度の円滑な運営には欠かせないものと考えているため、国が実施する研修の内容を地域の関係機関や市町に伝えるための研修会等を実施します。
- 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の維持・向上を図るため、ケースワーカー、査察指導員及び就労支援員に対する研修を引き続き実施します。

(福祉保健課)

- 母子・父子自立支援員に対して、定期的に研修会を実施し、相談者の様々なニーズに対応できるよう内容等を見直しながら、資質の向上を図ります。
- 幼稚園教諭や保育士、教員、放課後児童支援員など、日頃子どもたちと接する支援者に対して、「支援が必要な世帯の判断基準と支援フロー図」を作成・配布し、民間の貧困対策統括コーディネーターが、その活用方法などの研修を実施するとともに、子どもの貧困総合相談窓口を設置し、支援者からの相談に応じることで、確実に支援につなぐソーシャルワーク力の向上を図ります。
- 教員等の養成課程を持つ県内大学等に対し、教員等の養成段階において、子どもの貧困に関する研修の必要性や実施について、働きかけを行います。

(こども家庭課)

重点施策3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

① 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現【新】

【現状と課題】

- 働きやすい良質な雇用環境の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスなど職場環境改善の推進が必要であり、企業の処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進等が今後の課題であります。

【具体的施策】

- Nビカ取得促進等による県内企業の働きやすい職場づくりの推進を支援します。
(雇用労働政策課)

(2) ひとり親に対する就労支援

① ひとり親家庭の親への就労支援

【現状と課題】

- 平成29年度児童扶養手当受給者を対象としたアンケート結果によると、特に、母子家庭の約9割が就労していますが、臨時・パート等の不安定な雇用形態が約3割を占めています。また、収入は低く、200万円未満が約7割を占めています。
- 平成30年度の長崎県子どもの生活に関する実態調査によると、非正規職員等の不安定な雇用形態が、非ひとり親世帯の父親では2.5%であるのに対し、ひとり親世帯の母親の割合は34.7%となっています。また、ひとり親世帯の世帯収入の平均は約248万円で、全世帯の世帯年収の平均の約420万円を大きく下回っており、より良い条件での就労に向けた支援を行う必要があります。

【具体的施策】

- ひとり親家庭の自立促進を図る長崎県ひとり親家庭等自立促進センターでは、就業相談・就業支援講習会等を行っていますが、ハローワーク等との連携により専門的な就業支援を推進します。
- 長崎県ひとり親家庭等自立促進センターやハローワークと緊密に連携し、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。
- ひとり親家庭等の就業については、看護師、保育士など安定した就労へ結びつく可能性の高い技能の修得のため、高等職業訓練促進給付金等の支給や入学準備金・就職準備金の貸付を行うとともに、講習会を開催するなど他機関が実施する職業訓練の情報も提供します。

- 県が指定した教育訓練講座を受講した場合、教育訓練終了後、受講料の一部を助成することで、ひとり親家庭の資格取得に繋げる自立支援教育訓練給付金を支給します。

(こども家庭課)

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

【現状と課題】

- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実が必要です。(再掲)
- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立など、様々な悩みを抱えており、生活支援や就労支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができるための支援が必要です。(再掲)
- ひとり親家庭が安心して就労できるように、子どもの放課後の安全な居場所として放課後児童クラブや、子どもの生活・学習支援事業があります。しかしながら、放課後児童クラブについては利用料が必要であり、ひとり親家庭については、経済的な負担となっています。(再掲)

【具体的施策】

- 子育て家庭のニーズに応じ、保護者の就労の状況や疾病、その他の理由など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業、一時預かり事業など、一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な多様なサービスの提供体制を市町と連携し、整備します。(再掲)
- ひとり親家庭や多子世帯に対する放課後児童クラブの利用料の免除を実施する市町に対し、財政的支援を実施します。(再掲)

(こども未来課)

- ひとり親家庭が一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する事業の市町での実施を推進します。(再掲)

(こども家庭課)

③ひとり親家庭の親の学び直しの支援

【現状と課題】

- 平成29年度児童扶養手当受給者を対象としたアンケート結果によると、母子家庭の9.6%、父子家庭の17.1%において、親の最終学歴が中学卒であり、より良い条件で就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くためには、学び直しの支援を行う必要があります。

【具体的施策】

- 長崎県ひとり親家庭等自立促進センターや母子父子自立支援員が連携しながら、自立支援教育訓練給付金の活用等により、親の学び直しの視点も含めて就業支援を行います。
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給します。

(福祉保健課)

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業による講座受講費用の支援等、ひとり親家庭の親の学び直しを支援します。

(こども家庭課)

④企業表彰【新】

【現状と課題】

- 子育てと就業の両立が難しいひとり親家庭の親の就業を促進するために、ひとり親家庭の働きやすい環境を整備していくことが必要であり、ひとり親家庭に対する支援の社会的機運を高めていく必要があります。

【具体的施策】

- ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を国が主体となって、実施しており、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターの就業促進事業により、県内企業に対し、表彰の趣旨や目的を説明し、支援への理解を求めるなど、啓発活動を行います。

(こども家庭課)

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

① 就労機会の確保

【現状と課題】

- 子育てと就労の両立を目指す困窮世帯等の就職活動は、求人過剰の職種と求人不足の職種といった職種間ミスマッチ、能力・経験・勤務条件などの不一致による条件ミスマッチ、求職者の性格や意欲が会社の風土に合わないといった性格・意欲ミスマッチなどがあることから、適切な助言・指導をしていく必要があります。

【具体的施策】

- 生活困窮者自立支援事業における就労準備支援事業の推進を行います。
- 生活困窮者、生活保護受給者に対して、相談支援員や就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の人への支援などきめ細かい支援を実施します。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む人への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給します。

(福祉保健課)

② 親の学び直しの支援

【現状と課題】

- 平成30年度長崎県子どもの生活に関する実態調査によると、貧困線を下回る世帯の父親と母親の12.6%において、最終学歴が中学卒となり、他の世帯と比べて、約5%高い割合を示しており、より良い条件で、就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くためには、学び直しの支援を行う必要があります。

【具体的施策】

- 子どもの貧困総合相談窓口や長崎県ひとり親家庭等自立促進センターなどの関係機関が連携して、世帯の状況や本人の希望を反映させながら、キャリアプランの再設計を行うとともに、学び直しに活用できる、雇用保険制度の教育訓練給付金や、教育訓練給付金の受給資格を有していない母子（父子）家庭を対象にした自立支援給付金の活用を促進します。

(こども家庭課)

③ 非正規雇用から正規雇用への転換【新】

【現状と課題】

- 平成29年就業構造基本調査によれば、雇用者のうち非正規社員は、37.6%で全国より0.6%低く、非正規社員は、平成19年の33.6%から平成24年の35.7%、平成29年は37.6%と次第に増加しています。非正規就業の問題点としては、①給与が少ない、②雇用が不安定、③キャリア形成の仕組みがあまり形成されていないなどが挙げられます。

【具体的な施策】

- 産業支援制度説明会等において、キャリアアップ助成金など国の支援制度の周知・活用を促します。
- 人材活躍支援センターによる求人情報の提供や個別カウンセリング、各種セミナーの実施などの就職支援を行います。

(雇用労働政策課)

重点施策4) 経済的支援

(1) 児童扶養手当をはじめとした経済的支援

【現状と課題】

- 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や、障害児を養育する者、また、児童手当などにより子育て世帯へ経済的支援を行っています。
- 平成30年度長崎県子どもの生活に関する実態調査によると、各種支援制度を知らないと回答した世帯が一定数存在しており、利用可能なのに利用まで至っていない世帯が存在する可能性が考えられることから、既存制度の周知を含め、確実に支援につなぐ仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

- 父母の離婚、父母の死亡などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する母、父等に対して児童扶養手当を支給しています。
- 精神、知的又は身体障害等で政令で定める以上の障害がある20歳未満の児童について、児童を監護している父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給しています。
- 0歳から中学生までの児童を養育している世帯等へ児童手当を支給しています。
- 保護者への情報発信の強化を行うため、市町と連携し、保護者と支援者の双方がガイドブックとして活用できるパンフレットを配布するとともに、全市町に事象別チェックリストを配布し活用することで、市町内の連携を強化し、事象発生部署において活用できる制度の周知を図ります。

(こども家庭課)

(2) 養育費の確保の推進

【現状と課題】

- 養育費は、ひとり親世帯の生活の安定や子どもの健やかな成長に欠かせないものであります。
- 平成28年度全国母子世帯等調査によると、養育費の取り決めをしている全国の母子世帯の割合は42.9%となっていますが、現在も養育費を受けている母子世帯の割合は24.3%と低く、取り決めが行われっていても履行されていない場合が多くみられます。一方、養育費の取り決めをして

いない母子世帯 54.8%のうち、取り決めをしていない最も大きな理由として、「相手と関わりたくない」が 31.4%で最多となっています。

- 平成 29 年度長崎県児童扶養手当受給者アンケートによると、養育費の取り決めをしている本県の母子世帯の割合は、32.9%であり、全国よりも 10%低い状況にあります。
- 面会交流は、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であるとともに、養育費を支払う意欲につながり、養育費を支払っているケースは、面会交流を実施しているケースが多いとの統計もあります。面会交流の実施にあたっては、相手と関わる必要が生じることが課題となっています。

【具体的施策】

- 長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、養育費の取得等について、弁護士による法律相談を行うとともに、養育費相談支援センターへの電話やメール相談及び地域の日本司法支援センター等の専門相談窓口の活用を図ります。また、福祉事務所設置の母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得等についての研修を実施し、身近な地域においても相談が受けられる体制づくりを行います。
- 長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおける面会交流事業の実施について検討を行います。

(こども家庭課)

(3) 教育費負担の軽減

再掲 (1 (6))

(3) 分野横断的な施策

①確実に支援につなぐ仕組みづくり

【現状と課題】

- 平成30年度の長崎県子どもの生活に関する実態調査では、支援制度を知らないと回答した世帯が一定数存在し、利用可能なのに利用まで至っていない可能性が考えられるとともに、保育士や幼稚園教諭、教員、放課後児童支援員など、日頃から子どもと接する「支援者」へのインタビュー調査においては、約9割が「保護者との信頼関係が難しい、支援を拒否される」という課題を感じていたことから、貧困の特有の課題である「支援が届かない、届きにくい世帯」に対して、確実に支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- また、保護者の調査結果からは、気持ちの不安定さや体調など、保護者が社会的に孤立している状況がうかがえたことから、保護者が気軽に相談できる体制の整備が必要です。
- 新型コロナウイルスによる感染症は急速な勢いで世界中に拡散し、国際的な脅威となっています。日本においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されるなど、予断を許さない状況が続いている。日本の経済は、感染症拡大によって大幅に下押しされ、国難というべき厳しい状況に置かれており、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請や休業、休校等など不安定な社会情勢により、生活困窮世帯の大幅な増加に加え、子どもの貧困やDV、児童虐待などの発生リスクが高まることが懸念されています。

【具体的施策】

- 市町と連携し、保護者と支援者の双方がガイドブックとして活用できるパンフレットを配布するなど、制度周知に向けた情報発信の強化を図るとともに、市町において、「事象別チェックリスト」を活用して、利用可能な制度の周知を徹底するなど、確実に制度利用につなぐための府内の連携強化を促進します。
- 支援者に対し、日頃の子どもたちの様子などから、支援が必要なケースを判断する「判断基準」と、具体的な対応方法や関係機関との連携方法などがわかる「支援フロー図」を作成・配布し、その活用方法等の研修を実施することにより、支援者のソーシャルワーク力の向上を図ります。

- 子どもの貧困総合相談窓口を設置し、SNSを活用した相談対応を実施することで、保護者や子どもが気軽に相談できる体制の整備に努めるとともに、支援者からの対処困難事例などの相談にも対応することで、貧困世帯と支援者の双方を支える体制を整備します。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響により、生活困窮等、支援が必要な世帯に対し、既存の支援制度をはじめ、緊急経済対策などの利用可能な支援制度について、市町や関係機関等と一緒にとなって、確実に支援につなげていきます。
また、面前DVも含めた児童虐待については、国が示している「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、関係機関が一体となって、早期発見・早期対応につなげていきます。

②地域における支援体制の充実強化

【現状と課題】

- 市町においては、令和元年6月の法改正により、貧困対策計画を策定する努力義務が課されたところであり、地域の実情に応じて、計画を策定し、取組を充実させていく必要があります。
- 市町が、子どもの居場所づくりとして、学習支援事業などを実施するにあたっては、対象者を生活困窮世帯等に限定するため、参加者が集まりにくいことや、事業をサポートするボランティアの確保、事業構築のノウハウを持たないなどの課題があります。
- 子ども食堂など、子どもの貧困対策に係る民間による自主的な取組に対しては、協働していく考えですが、県内の多くの子ども食堂が参加する「ながさき子ども食堂ネットワーク」では、対象者を限定しないコミュニティ型となり、貧困対策につながっているのか分からることや、開催頻度が少ないと、県内のフードバンクの機能が不十分であること、地域偏在があることなどの課題を抱えています。

【具体的施策】

- 法改正の趣旨を踏まえ、各地域における支援体制の充実強化、連携強化に向け、県と市町で構成する「子どもの貧困対策推進協議会」を開催し、先進事例の情報提供や技術的助言を行うなど、適切な支援を行います。
- 市町に対し、対象者が異なる国庫補助事業を組み合わせて参加者を増やした他県の先進事例の紹介や、地域の実情に応じたボランティアの確保、事業構築のノウハウの提供など、民間を活用した技術支援を行います。
- 子どもの貧困対策に係る民間による自主的な取組について、つなぐBANKフードバンクシステム総合支援事業（子ども食堂の課題解決に向け、子ども食堂等と食材を提供する企業のマッチング等を実施）など、取組の広域展開に対して、市町と連携しながら、協働していくとともに、社会福祉法人など、子どもの居場所づくりに取り組む可能性が高い団体の掘り起こしを行うなど、取組の拡大を促進します。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う新しい生活様式の視点を踏まえ、地域の実情に応じた子どもの居場所づくり（学習支援事業や子ども食堂など）の在り方について、各市町等とともに検討します。

用語解説

あ行

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

○インターンシップ

生徒が一定期間、企業等で職場体験実習をする制度。

○SNS（えすえぬえす）

ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

○Nピカ（えぬぴか）

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認定制度（愛称：ながさきキラキラ企業）の略称。年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度。

か行

○家庭教育

親が子どもに対して行う教育で、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するもの。

○キャリア教育

働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせる教育、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省が昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施。

○子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

○子ども家庭総合支援拠点

1 8歳未満の子どもとその家庭（妊娠婦も含む）を対象に、子育ての悩みや困りごと、児童虐待について、専門の相談員が相談・対応する機関。

○こども・女性・障害者支援センター

児童相談所の機能を持った県の機関で、長崎市と佐世保市に設置している。

さ行

○里親

何らかの事情で、保護者と一緒に生活することができない子どもを家族の一員として迎え入れ、保護者に代わり暖かい愛情と家庭的な雰囲気で養育することを希望する者で都道府県が適当と認めるもの。

○児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する諸問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民等の相談に応じ必要な助言や指導を行うとともに、市町の後方支援、里親への支援等を行う機関。

○児童手当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給される手当。

○児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定とともに自立を促し、児童福祉を増進することを目的として、離婚などにより父又は母の一方としか生計を同じくしていない児童の父、母又は養育者に対し、一定の支給要件に該当する場合に、受給者の所得水準に応じて支給される手当。

○児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。

○社会的養護

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

○ショートステイ事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において養育保護を行う事業。

○自立援助ホーム

中学を卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設。

○人材活躍支援センター

長崎労働局（ハローワーク）等との連携のもと、若者、女性、高齢者等の様々な求職者に応じた支援機能を集約し、求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの支援を行うとともに、企業ニーズに応じた人材確保・離職者対策等の支援を行う長崎県が設置した就業支援施設。

○スクールカウンセラー

いじめや不登校など、様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。

○スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家。

○生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立の支援を目的とした制度。県や市町が設置する相談窓口において、生活困窮者からの相談に幅広く応じ、

様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた支援を行う。

○生活保護制度

資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

た行

○地域子ども教室

放課後や土曜日等に学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するもの。

○地域若者サポートステーション

働くことに踏み出したい若者たちと向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」をバックアップする厚生労働省委託の支援機関。

○特別児童扶養手当

精神または身体に重度または中度以上の障害状態（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。

○DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動。

○トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

な行

○ニート

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者。

○乳児院

乳児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。児童養護施設が原則として1歳以上の児童を養育するのに対し、1歳未満の乳児を主に養育する。

○認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事が認定した施設。

は行

○パーマネンシー保障

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障。

○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

○ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭及び寡婦。

○ひとり親家庭等自立促進センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。

○ファミリーホーム

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。

○フォースタリング

里親養育包括支援。具体的には、里親・ファミリーホームのリクルート及びアセスメント、研修、マッチング、里親養育への支援。

○不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること。

○フレッシュワーク

国が若者の就業促進のため策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づく、相談から就職までのサービスを一か所で実施するため、県が長崎市に設置した施設。

○放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。

や行

○幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設。



編集・発行

長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話：095-824-1111（代）